

## 第25期新居浜市農業委員会臨時總會議事録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和5年7月20日(木曜日) 13:30～15:28  
(14:10～14:30休憩)
- (2) 会議の場所 市役所庁舎6階 議員全員協議会室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第12番	曾我部英敏
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	真鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

#### (2) 農地利用最適化推進委員(休憩後出席)

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	真鍋哲哉
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員

なし

### 3 会議に出席した事務局職員

#### (1) 招集者及び市長部局担当職員

市長 石川勝行 農林水産課長 菅裕二

#### (2) 農業委員会事務局職員

事務局長 原道樹 事務局次長 藤田美保  
農政係長 中島康治

4 傍聴者

なし

5 議事日程

議案第1号 会長及び会長代理の互選について

議案第2号 議席の決定について

議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について



13時30分開会

【菅課長】

ただいまから、本日付けで新しく農業委員とられました委員の辞令交付式を行います。

市長から辞令を付与いたします。お名前をお呼びしますので、順次、前にお進みください。

市長、中央へお願いします。

(辞令交付)

【菅課長】

以上をもちまして、辞令交付式を終了いたします。

みなさま、御起立ください。礼。御着席ください。

ただいまから、第25期新居浜市農業委員会臨時総会を開催いたします。本日の総会は、委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会であり、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長が招集したものでございます。

それでは開会にあたりまして、新居浜市長石川勝行より御挨拶申し上げます。

【市長】

改めまして、皆さん、こんにちは。

臨時総会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

先程、辞令交付をさせていただきましたが、第25期新居浜市農業委員19名のみなさまには、就任にあたりまして心からお礼とこれからの限りないご活躍を期待申し上げます。

農業委員会の役割は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地等の利用適正化の推進を中心とする農地法に基づく売買、貸借の許可、転用案件への意見・具申等ございまして、皆様方には、これからの農業や農地の在り方等について、専門的立場から御討議や御判断をいただくこととなりま

す。

本市の農業を取り巻く環境は、御案内のとおり従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等、大変危惧されている状況でございますが、私ども行政とともに、皆様方の豊富な経験と専門的かつ高度な見識を持って、効果効率的で持続可能な農業の活性化を図り、しっかりと農業を支えていただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日の議事は第1回目の総会ということで、会次第のとおりには会長等の選任、農地利用最適化推進委員の委嘱等でございます。委員の皆様方には、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しく役員になられる方を中心として、第25期農業委員会の活動がより活発なものとなりますよう、心から期待申し上げ、総会開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

【菅課長】

ありがとうございました。

誠に恐縮でございますが、市長は公務のためここで退席させていただきますので、御了承願います。

(市長退席)

【菅課長】

続きまして、委員のみなさんから自己紹介をお願いいたします。

岡田悦明委員から順番をお願いいたします。

(委員自己紹介)

【菅課長】

ありがとうございました。

それでは、第25期新居浜市農業委員会臨時総会を、お手元の資料に沿って進行させていただきます。

本日、司会を務めさせていただいております、新居浜市経済部農林水産課長の菅と申します。よろしく願いいたします。

まず最初に会長が選出されるまでの間、本会の進行をお願いする臨時議長の選出を行いたいと思います。

臨時議長には、先例に倣いまして年長委員の方をお願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。御異議なしと認めます。

それでは、本日御出席の委員の中で、年長委員は山口三七夫委員でございます。山口三七夫委員さん、恐れ入りますが臨時議長をよろしく願いいたします。

**【山口臨時議長】**

ただいま、臨時議長に指名いただきました、山口三七夫です。

会長が選出されるまで、本会の臨時議長を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

**【原事務局長】**

農業委員会事務局の原でございます。

会の途中でございますが、ここで菅課長には公務のため退席させていただきますので、御了承願います。

(菅課長退席)

**【山口臨時議長】**

ただいまの出席委員は、19名であります。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので会議は成立いたしております。

次に、議事録署名人の指名ですが、こちらから指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

議事録署名人に、岡田悦明委員と安藤育雄委員を指名いたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「会長及び会長代理の互選について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**【原事務局長】**

それでは、私から会長の職務に関することや、その選出方法について、御説明いたします。

お手元の「第25期新居浜市農業委員会臨時総会資料」2ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第5条第3項には、会長は会務を総理し、委員会を代表すると定められています。会長の職務の主なものとしたしましては、先程の会務に関することについては、本日の総会等の会議の招集、議事について可否同数である場合の採決権があること、県内11市の会長会議、常設審議委員会での議案の審議等があります。

また、事務の総括や整理に関しては、事務局職員への指揮・命令や法に基づいた各種証明書の交付等に関する事務の専決処理があります。そのほかにも、新居浜市の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定すること、他県や他市町の農業委員会との連携・協力、地域の農業者の声をとりまとめて新居浜市の農業施策の改善や地域農業の活性化につなげるために市や県等の行政機関へ提言、要望するといった新居浜市の農業者の代表者として対外的にも非常に重要な役割を担っております。

次に、会長の選出方法について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項により、会長は委員が互選した者をもって充てるとなっております。この互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うという意味です。委員が相互に選挙するということは、選挙権者のすべて、すなわち、現在農業委員であるすべての委員のみなさまがこれに参加する機会を与えられているということであり、投票によって行われるのが原則であります。

しかしながら、例えば、委員の中から指名による推薦で会長が選出される方法も法律上認められております。ただし、指名による推薦で選出する場合は、あくまでも全会一致の場合に限ります。つまり、全会一致でなければ成立いたしません。

以上で、説明を終わります。

**【山口臨時議長】**

ただいま事務局から説明がございましたが、どなたか御意見はございませんでしょうか。

はい、寺尾委員。

**【寺尾委員】**

私から推薦したいと思います。

会長に、前回からの藤田幸正さん、会長代理に曾我部英敏さんを推薦したいと思います。

**【山口臨時議長】**

他に御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ただいま寺尾委員から推薦がありました、会長に藤田幸正委員、会長代理に曾我部英敏委員に就任していただくことでどうでしょうか。

御賛同していただける委員さんは、起立をお願いいたします。

(起立全員)

#### 【山口臨時議長】

それでは、起立全員により、会長には藤田幸正委員、会長代理に曾我部英敏委員とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、臨時議長の職務はすべて終了しました。

みなさまの御協力ありがとうございました。

#### 【原事務局長】

山口委員さん、ありがとうございました。元の席へ御着席願います。

藤田会長、議長席に御着席願います。

それでは、会長に就任されました藤田幸正委員より、就任の御挨拶をお願いします。

#### 【藤田会長】

ただいま、皆様方に御指名いただきまして、25期の会長職を務めさせていただくこととなりました。

現代の農業委員会の活動につきましては、非常に複雑で厳しいこともあると思いますので、大変身の引き締まる思いでございます。

是非とも、皆様方の御協力をいただき、務めていかなければならないと思うところです。特に農業委員は、先程、市長の御挨拶にもありましたように、農地法の番人でございます。農地の適正な維持、優良農地を次世代に継続的に繋いでいく、担い手の育成等を含めて、我々の果たしていかなければならない仕事は大変多くございます。そういった中で、農地は大切ですが、国の方で下限面積が撤廃されました。ということは、3反なくても農地は取得できるということです。そのことに対して、3条はこの農業委員会の総会で決まります。十分に協議を重ねて、慎重な判断をしていかなければなりません。そして、優良農地を守り残すためにも、皆様方の耳にも入っているとは思いますが、人・農地プランの実行、これを地域計画として取り組んでいかなければいけない。我々、農業委員会だけではなく、農林水産課、地域の改良区といった関係機関と一緒に、新居浜の農地を守る、それを次世代へ受け継いでいってもらう。そういった計画の作成もしていかなければなりません。

いずれにしても、このあと来る農地利用最適化推進委員さん含めて、皆さんと一緒に、新居浜の農地を守り、維持していくために頑張っていかなければならないので、

皆様方にもお願い申し上げます。

今後とも、よろしく願いいたします。

**【原事務局長】**

ありがとうございました。

続きまして、会長代理に就任されました曾我部英敏委員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

**【曾我部委員】**

先日、24期の農業委員が市長に対して意見書を提出いたしました。その中でも申し上げたのですが、新居浜市の農業は大変だということは、皆様ご存知だと思います。特に、我々がやらなければならない農地を守ること、これが重要なことになると思っています。先程の会長のお話にもありましたように、JA等それぞれと協力して頑張っていきたいと思っております。それには、19名の農業委員、そして最適化推進委員のみなさんが一緒になって頑張っていきたいというように思っています。

どうか、よろしく願いいたします。

**【原事務局長】**

ありがとうございました。

引き続き議事に入りますが、総会の議長は新居浜市農業委員会会議規則第4条により会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

それでは、議案第2号「議席の決定について」を議題といたします。

新居浜市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、委員の議席は会長が定めることとなっております。委員の議席は、ただいま着席の議席といたします。

次に、議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**【藤田事務局次長】**

農業委員会事務局藤田です。御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第17条において、農業委員会は、農地等の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。定数に関しましては、新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第3条で推進委員の定数を14人としておりま

す。

資料の4ページから7ページにあります、新居浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則に基づき、10の担当地区を定めて、本年3月1日から3月31日の間に、市政だより及び新居浜市ホームページに掲載し、広く公募を実施いたしました。その結果、定数14人に対し15人から応募がありました。配布した名簿を御覧ください。農地利用最適化推進委員の候補者15人です。定数を1人超えております。同規則第9条において、農業委員会は推進委員の候補者について、農業委員会の委員の会議における合議によって推進委員を決定し、委嘱すると定められております。候補者を選考して、14名を推進委員として決定し委嘱をお願いいたします。

候補者15人の内訳ですが、推薦による応募は14人で担当区域の第1地区から第10地区に対して、それぞれの応募人数どおりに応募がありました。自薦は1人、第9地区となります。名簿には、農業委員候補者評価基準をもとに、推進委員の候補者の評価点を載せておりますので、これらを参考に推進委員の選考をお願いいたします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

今、説明がありましたように、14名の推進委員さんを選ばなければなりません。

15名の応募があったとのこと。14名の方は、それぞれの区域から推薦されております。名簿に、農業に関する見識、経験等が評価点として書かれておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

何か、御意見、御質問等ございませんか。

はい。村上委員さん。

#### 【村上委員】

8番の方が、極端に数字が少ないように思います。

#### 【藤田会長】

農地利用最適化推進委員とは、地域のことをよくわかっている方でないといけません。今後、地域計画や遊休農地の解消等、いろいろなことに対して活動していくのが農地利用最適化推進委員となります。そういった点で、先程、村上委員さんが言われたように、8番の方は点数が少ないので厳しいかと思われれます。

他に御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、お手元にあります最適化推進委員候補者名簿記載の15名の中から、8番

を除く14名の方を農地利用最適化推進委員として選任することに賛成の委員の御起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員につき、14名を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決めます。

続きまして、農地利用最適化推進委員委嘱式を行います。なお、準備がありますので、午後2時30分まで休憩といたします。

委員のみなさまには、午後2時30分までに御着席願います。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、農地利用最適化推進委員の委嘱式を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

【原事務局長】

ただいまから、会長より辞令を付与いたします。お名前をお呼びしますので、順次、前にお進みください。会長、中央へお願いいたします。

(辞令交付)

【原事務局長】

それでは、藤田会長から御挨拶をお願いいたします。

【藤田会長】

先程、農業委員さんには御挨拶申し上げたのですが、推進委員さん一緒になって33名が揃いました。皆様方で、25期の3年間、農業委員、推進委員としての活動をしていただきます。

新居浜市の農業を取り巻く環境は非常に厳しいですが、優良農地を次世代へ継続的に繋げていくには、担い手の力が必要です。そういった中で、我々が関係機関に働きかけたりして活動していきます。

我々は、農地法の番人になります。毎月の総会において、農地の権利移動であったり、転用について等審議します。議決権は、19名の農業委員にしかありませんが、推進委員も一緒になって、積極的に審議していただきたいと思います。

特に、3条については下限面積が撤廃になりました。今までは、3反以上なければ取

得できなかったのですが、これがなくなりました。少ない農地でも、新たに農地を取得できます。ということは、優良農地を守っていかないといけないと言いますが、だれでも農地を取得できかねないこととなります。3条は、ここの総会で決まりますので、その分慎重な審議が必要です。ですので、農業委員、推進委員一同になって、頑張っていかなければいけません。

それと、担い手が少なくなっていますが、地域計画というのがございます。アンケートをしたり、市の農林水産課を中心に農業委員会や土地改良区、その他いろいろな関係機関がまとめていって作り上げるということが、我々に与えられた業務でございます。

最初からあまりたくさん申し上げてはいけないのですが、少しずつ、33名が一緒になって新居浜の農地を守るために頑張っていたきたいと思います。

前期の24期はコロナの影響もあって、活動に制限がありました。これからは、制限も緩和されてくると思いますので、研修や情報交換会等でさらに繋がりを深めていって、33名ひとつになって、新居浜の農地を守っていきたいと思います。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

#### 【原事務局長】

ありがとうございました。

これもちまして、委嘱状交付式を終わります。

#### 【藤田会長】

続きまして、委員の紹介に移ります。

初めての会でもありますので、自己紹介を行いたいと存じます。農業委員のみなさんから、自己紹介をお願いいたします。

1番岡田悦明委員さんから、お願いいたします。

(委員自己紹介)

#### 【藤田会長】

最後に、農業委員会事務局職員をご紹介します。

(事務局自己紹介)

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、役員及び事業班長、副班長の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

## 【中島係長】

農業委員会役員及び事業班長並びに副班長の選出について説明いたします。

総会資料 8 ページを御覧ください。

役員につきましては、A～Dまでの各ブロックで農業委員から各 1 名、農地利用最適化推進委員から各 1 名の合計 8 名の選出をお願いいたします。ブロック分けにつきましては、お配りしている名簿でご確認ください。

なお、会長及び会長代理は属するブロックの役員となっていただきますので、藤田会長は A ブロックの農業委員の役員に、曾我部会長代理は C ブロックの農業委員の役員となりますので、A と C ブロックにつきましては、推進委員から 1 名を決めていただくこととなります。

役員の業務といたしましては、総会后、年に 4～5 回役員会を開催いたしまして、活動方針や農業委員会だよりの内容及び先進地研修の研修先等について協議させていただきます。

次に、事業班長、副班長の選出について説明いたします。

この事業は、平成 14 年から遊休農地対策として、農業委員会委員が中心となって取り組んでいる景観形成作物事業で、市内 3 ヶ所、川東、船木、中萩に景観形成作物のポーピーやコスモスを作付けし、遊休農地の防止の啓発を行っております。各委員さんには、住所地で地区を分けておりますので、事業班と地区名については、先程と同じ名簿をご確認いただき、各地区の場所につきましては総会資料の 9 ページから 11 ページまでをご確認ください。

委員さんにしていただく作業としては、春と秋に咲く花の作付けをしておりますので、その種まき、草引き作業がそれぞれあります。また、花が咲くと近くの保育園児や施設の高齢者を招いて花摘みをしておりますので、その時一緒に花摘みをしてもらったり、危なくないように見守りをしていただいております。どの作業も、午前中に行っております。

3 地区それぞれで、班長及び副班長を各 1 名、選出をお願いいたします。班長及び副班長は、農業委員、農地利用最適化推進委員のどちらでもかまいません。

業務といたしましては、毎年 2 回作付けをしておりますので、何を植えるか等班内で中心となって決めていただいたり、草引きや園児招待の日程等を決めていただいております。また、種まき前や花が終わった後の耕起作業も中心となっていただいております。

近々の作業といたしましては、秋に咲くコスモスやヒマワリの作付けがありますので、班長さんが決まりましたら、予定を決めていただき日程も併せてお知らせしていただけたらと思います。なお、種が業者から入るのは、7 月 25 日以降を予定しておりますので、種まきは 7 月 26 日以降をお願いいたします。

**【藤田会長】**

ただいま、事務局から役員及び事業班長、副班長について説明がありましたが、御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、それでは今後も作業を継続していくということで、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ブロック別に分かれて、役員と班長、副班長の選出をお願いいたします。暫時、休憩いたします。

(役員、班長、副班長の選出)

**【藤田会長】**

それでは、役員と事業班の班長、副班長が決まりましたので発表いたします。

まず、役員です。Aブロックは、農業委員が藤田幸正、推進委員が近藤孝志委員、Bブロックは、農業委員が村上壽一委員、推進委員が井下八郎委員、Cブロックは、農業委員が曾我部英敏委員、推進委員は神野明仁委員、Dブロックは、農業委員が伊藤繁次郎委員、推進委員が神野鉄治委員です。

次に、事業班の班長、副班長です。川東地区は、班長が加藤宏司委員、副班長が小野義尚委員です。船木地区は、班長が藤田隆委員、副班長が田坂健次委員です。中萩地区は、班長が渡邊勝俊委員、副班長が高橋秀実委員です。

以上のとおり決定しましたので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局から事業に関する説明に移ります。

まず、令和5年度新居浜市農業委員会活動計画及び新居浜市農業施策に関する意見書についてです。

資料の12ページから18ページまで、それぞれ活動計画並びに意見書を添付いたしております。

活動計画につきましては、本年4月の総会にてすでに決定しており、また、意見書につきましては、本年7月に提出済ですので、お目通しを願います。

次に、委員の報酬について、事務局から説明をお願いいたします。

**【中島係長】**

19ページをお開きください。

委員さんの報酬について御説明いたします。委員さんの報酬につきましては、毎月15日、その日が休日の場合には、金融機関の前営業日に指定口座に振り込みいたします。

報酬額につきましては、新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により、委員さんの報酬は月額41,700円となっております。

**【藤田会長】**

ただいまの事務局からの説明について、御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次に、親睦会事業について事務局から説明を願います。

**【中島係長】**

次に、親睦会について御説明いたします。

新居浜市農業委員会親睦会の運営として、新居浜市農業委員会親睦会規約の設置について、これまで委員さんの任期に合わせて、3年ごとに更新しているものでございます。つきましては、今回もご承認をいただきたいと考えているものでございます。

本日、配布しております資料20ページから21ページの第25期新居浜市農業委員会親睦会規約案を御覧ください。

第5条の経費について説明いたします。会費は月額2,500円となります。会費の用途といたしましては、景観形成作物取組事業、農地パトロール、会議等でお茶代や、毎年1回実施しております先進地視察研修費等です。また、懇談会費の経費は、当親睦会の会費から支出いたしております。なお、昨年度までは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、先進地視察研修、懇談会は見合わせておりました。

次に、第6条の会計について説明させていただきます。会計は、委員就任の日から始まり任期満了の日までとし、任期最終の総会において決算報告をいたします。

この規約につきましては本日から施行し、会費は農業委員就任の翌月分から在任期間中において徴収いたします。

**【藤田会長】**

ただいま、事務局から新居浜市農業委員会親睦会に関する説明がございました。みなさんのお手元に親睦会の案が示されておりますが、この農業委員会親睦会の設置について、お諮りいたします。案のとおり、設置することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【藤田会長】**

御異議なしと認めます。

よって、新居浜市農業委員会親睦会を設置することに決定しました。  
次に、全国農業新聞について、事務局から説明をお願いいたします。

**【中島係長】**

次に、全国農業新聞について、御説明いたします。

従来から委員の皆様方には、農業者並びに関係者に農業・農政の情勢、実態等を的確に伝える情報宣伝方法のひとつといたしまして、農業新聞をご購読申込みいただいております。

また、全国農業委員会会長大会におきましても、情報活動の柱となる全国農業新聞の普及促進につきまして、委員さん1人あたり新規に3部以上の購読申込の確保という、農業委員会と地域の農業者、地域住民と信頼の絆を強める情報提供活動の取り組みを申し合わせ決議しておりますことから、今回におきましても、委員さん1人3部の農業新聞の購読申込について承認をいただき、新しい購読者の開拓に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご承認いただけましたら、新聞代につきましては、月々2,100円を9月分から委員報酬より引き去りさせていただくこととなりますので、併せてお願い申し上げます。

**【藤田会長】**

ただいま、事務局から全国農業新聞購読のお願いでございますが、この件につきましては、先程、説明がありましたように、以前から新居浜市農業委員会は3部の購読をお願いすることになっております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【藤田会長】**

御異議なしと認めます。

よって、全国農業新聞を購読することに決定いたしました。

次に、調査区域名簿について、事務局から説明を願います。

**【藤田次長】**

総会資料22ページ及び23ページを御覧ください。

調査区域名簿について、説明いたします。農業委員及び農地利用最適化推進委員に農地パトロール等の調査依頼をお願いすることがあります。調査内容等につきましては、次回、8月7日の総会にて説明させていただきます。調査区域が間違っていないか、確

認をお願いします。調査区域等の変更、間違いがある場合は事務局に連絡をお願いいたします。

**【藤田会長】**

ただいまの事務局からの説明について、御質問はございませんか。

はい。近藤委員。

**【近藤（美）委員】**

前回から担当区域の見直しをお願いしています。名簿には簡単に住所を書いています  
が、このとおりにしたら、ひとりは約130戸、もうひとりは約50戸というように偏  
りがあります。どっかで見直しをしてもらわないと、ものすごく負担が違います。どこ  
かで見直さないと、いつまでも繋がっていくのですが、どうお考えですか。

**【藤田次長】**

みなさま、担当区域が決まっておりますので、担当区域の委員さんで話し合っていた  
だけたらと思います。

**【近藤（美）委員】**

前回もそういう答えでしたが、何も改善されていません。

こういう場でないと発言ができないので、事務局として何とか対策を講じてほしいと  
思います。

**【藤田次長】**

そうしましたら、一緒に確認して調整したいと思います。

よろしくをお願いします。

**【藤田会長】**

他にございませんか。

ないようですので、事務局からお知らせとお願いがございます。

**【原事務局長】**

総会資料の24ページに行事予定表があります。次回の総会は、8月7日月曜日の1  
3時30分に市役所の大会議室で行います。御案内や資料につきましては、1週間程前  
に資料を添えて送付いたします。

**【中島係長】**

まず、お手元に配布しております、第25期の農業委員と推進委員の身分証明書につ

いてですが、今日から3年間の任期の間、農地パトロール等の農業委員会の活動時に携帯していただけたらと思います。

提出物について、2点説明します。

1点目については、先ほど議題にありました全国農業新聞についてですが、お手元に配布しています「全国農業新聞配布先」の用紙について、ご記入の上、8月7日（月）までにご提出をお願いいたします。

2点目については、農地パトロールについてですが、農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を実施し、遊休農地が解消されているか、新たに遊休農地が発生していないかの農地パトロールを行うことが定められておりますので、今年度も農地パトロールを実施します。

調査方法につきましては例年と同様に、担当地区の調査票と地図をお配りしますので、担当地区を事務局職員と一緒に回っていただきます。

それでは、お手元にお配りしました令和5年度農地パトロール班分け表をご覧ください。表の上部に赤字で書いておりますとおり、パトロールは、8月17日（木）から9月29日（金）の間に実施予定としております。班分けについては、昨年度の実績を基に作成しておりますので、変更する場合等はお知らせください。

班分けされた方どうして、現地調査をする日程、集合場所を相談して決めていただき、8月7日の総会までにこの班分け表をご提出ください。なお、パトロールは午前中で行っておりますので、午前中での希望日での記入をお願いします。

なお、公用車や人員の関係で、複数の班が同じ日程を希望された場合は、調整させていただきますので御協力をお願いします。

調査票及び地図につきましては、8月7日総会時にお配りし、説明させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい時期ではありますが、よろしくをお願いいたします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第25期新居浜市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

長時間、御協力ありがとうございました。

#### 【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員